給与支払報告書（個人別明細書）作成に係る主な注意事項

◎必ず新様式（令和8年度提出用）をご使用ください。
個人別明細書の記載要領及び記載にあたっての留意点については、税務署から配布される
「令和7年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」※を参照ください。
※国税庁のホームページからダウンロードできます。

※QRコード

①受給者の令和8年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ、「〇〇番地・〇〇方」まで詳細にご記入ください。
※単身赴任のかたで、勤務日以外は家族の元に帰るかたはそちらの住所をご記入ください。※退職者は、退職時の住所をご記入ください。

②給与の支払を受けるかたの個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

③『（源泉）控除対象配偶者』
・年末調整をして、控除対象配偶者を有しているときは「有」欄に〇印をご記入ください。また、その配偶者が昭和31年1月1日以前に生まれたかたは「老人」欄にも〇印をご記入ください。
・年末調整をしていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときのみ「有」欄に〇印をご記入ください。
・『配偶者（特別）控除の額』
　配偶者控除の額または配偶者特別控除の額をご記入ください。
※給与所得者の合計所得金額によって控除額が変わるため、記入は必須です。

④『特定親族特別控除の額』
特定親族特別控除の額をご記入ください。（控除額については⑬を参照）

⑤『住宅借入金等特別控除の額』
源泉徴収簿で
- ㉓＞㉔の場合・・・㉔の金額記入
- ㉓＜㉔の場合・・・㉓の金額記入

⑥『（摘要）』に以下の該当する事項を記入してください。
・普通徴収に該当する場合は、普通徴収該当理由符号（普A～普F）を必ずご記入ください。
・前職分も含めて年末調整した場合は、前職分の内容（支払者名、支払金額、社会保険料額、源泉徴収税額、退職日等）をご記入ください。
・受給者が青色事業専従者の場合は、「青専」とご記入ください。
・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有するかたで、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨をご記入ください。　※記入例　　氏名（同配）
・所得金額調整控除の適用がある場合は、下記の表のとおりご記入ください。但し、「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄または「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記入を省略できます。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例：館林　花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例：館林　春子（調整）
扶養親族が年齢23歳未満	
扶養親族が年齢23歳未満	

・退職手当のある配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、生年月日、住所、退職所得を除いた所得額を記載してください。
※氏名の前に「退」と記載し、個人番号（マイナンバー）については、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄に記載してください。
また、その者が障害者、特別障害者、非居住者、寡婦、ひとり親等に該当する場合にはその旨を記載してください。
※非居住者に該当する場合は、⑫に記載されている区分を参考にその旨を記載して下さい。記入例：館林 〇〇（非居住者：01）

⑦『住宅借入金等特別控除の額の内訳』
「居住開始年月日」欄や「住宅借入金等特別控除区分」欄等を必ずご記入ください。所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額のある方は、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に源泉徴収簿㉔の金額をご記入ください。

⑧『住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）』
適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を記入し、「特定取得」に該当する場合は「（特）」、「特別特定取得」に該当する場合は「（特特）」、「特例特別特例取得」に該当する場合は「（特特特）」と併記してください。

〈記載例〉

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※種別	※整理番号	※

支払を受ける者 住所	※区分 ① 館林市城町〇ー〇	（受給者番号）	123-321
		（個人番号）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		（役職名）	②
		氏名	（フリガナ）タテバヤシ　タロウ 館林　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 千 円 7 074 500	千 円 5 267 050	千 円 4 994 604	内 千 円 0

③ （源泉）控除対象配偶者の有無等			配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
				特定	老人		その他		**特親**		特別	その他	
有	従有	老人			従人		従人		従人				
〇			千 円 380 000	人	内 人 1 1	人	従人 4	人	従人 1	人	内 人	人	人 3

④ 特定親族特別控除の額	社会保険料の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円 630,000	円 1,084,604	円 120,000	円 50,000	⑤ 円 13,600

（摘要）（1）館林 三郎　（2）館林 四郎（非居住者：02）（3）館林 五郎（年少）
前職　館林市城町〇ー〇　　●▲物産㈱　R7.6.30退職
支払金額　1,700,000円　社会保険料　182,225円　源泉徴収税額　30,150円
（退）館林 八郎（父）、昭和33年3月1日、館林市城町〇番〇号、合計所得480,000円　⑥

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 180,000	円 100,000	円 90,000	円 360,000	円 180,000

⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳									
住宅借入金等特別控除適用数	2	居住開始年月日（1回目）	26 年	1 月	10 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住	住宅借入金等年末残高（1回目）	円 11,500,000
住宅借入金等特別控除可能額	円 205,000	居住開始年月日（2回目）	29 年	8 月	20 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住（特）	住宅借入金等年末残高（2回目）	円 9,000,000

（源泉・特別）控除対象配偶者			区分	配偶者の合計所得			
（フリガナ）	タテバヤシ　ハナコ				円 0	国民年金保険料等の金額 ⑩	円 76,460
氏名	館林　花子	⑨				旧長期損害保険料の金額	円 19,600
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0		1 2 3			基礎控除の額	円 630,000
						所得金額調整控除額 ⑪	円

控除対象扶養親族等			区分	16歳未満の扶養親族				区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	（フリガナ）	タテバヤシ　イチロウ		1	（フリガナ）	タテバヤシ　アキコ			
	氏名	館林　一郎			氏名	館林　秋子			
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑫		個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			（1）678901234567
2	（フリガナ）	タテバヤシ　ジロウ		2	（フリガナ）	タテバヤシ　ロクロウ			（2）123456789012
	氏名	館林　二郎	01		氏名	館林　六郎	⑭		（退）456789012345
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	⑬		個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9			
3	（フリガナ）	タテバヤシ　ハルコ		3	（フリガナ）	タテバヤシ　フユコ			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名	館林　春子	10		氏名	館林　冬子			
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			個人番号	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
4	（フリガナ）	タテバヤシ　ナツコ		4	（フリガナ）	タテバヤシ　シチロウ			（3）234567890123
	氏名	館林　夏子	04		氏名	館林　七郎			
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1			

⑮ 未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	⑯ 中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										〇		7	7	1	昭和	56	1	1

市区町村提出用

⑰ 支払者		
	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7（右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	館林市城町〇番△号
	氏名又は名称	館林〇△◇産業　株式会社　（電話）0276-72-0000

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

⑨（源泉・特別）控除対象配偶者の氏名・個人番号（マイナンバー）をご記入ください。また、控除対象配偶者が非居住者の場合は、区分欄に「〇」を付してください。
「配偶者の合計所得」欄には、控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額をご記入ください。
※収入金額ではなく所得金額です。

⑩『基礎控除の額』　※年末調整をした受給者のみ
基礎控除の金額を記入してください。（給与所得者の基礎控除申告書から転記してください。）
※税制改正により基礎控除の額が改正されています。詳細については次のURL及びQRコードをご参照ください。
・URL
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/102.pdf
・QRコード

⑪『所得金額調整控除額』　※年末調整をした受給者のみ
給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で①～③のいずれかに該当する場合は、下記の算式に相当する金額をご記入ください。
(1)本人特別障害者に該当する
(2)年齢23歳未満の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
（給与収入（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

⑫控除対象扶養親族の氏名・個人番号（マイナンバー）をご記入ください。
また、これらの方が非居住者である場合には、「区分」欄の内容に応じて下記のとおりご記入ください。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄
非居住者（30歳未満または70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障がい者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	04

※1　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなったものをいいます。
※2　「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているものをいいます。
※3　30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれか一つを記載してください。

⑬特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

※特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下である方をいいます。

⑭扶養控除の対象となる扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名・個人番号（マイナンバー）をご記入ください。また、国内に住所を有しないが送金を受けている扶養親族の場合は、「区分」欄に〇印をご記入ください。

⑮「未成年者」から「勤労学生」までの各欄について受給者本人が該当するものに〇印をご記入ください。
※「未成年者」→平成20年1月3日以後に生まれた方

⑯年の中途で就職・退職した場合は「就職」「退職」の該当するものに〇印をつけ、その年月日をご記入ください。また、未成年者の判定及び同姓同名の誤りなどを防ぐため、受給者の生年月日（元号は漢字）を必ずご記入ください。

⑰支払者の法人番号または個人番号（個人事業主の場合）をご記入ください。